

一般社団法人日本電機工業会 御中
一般社団法人太陽光発電協会 御中

総務省総合通信基盤局電波環境課長

太陽光発電システムを原因とする無線通信への障害防止について（依頼）

平素から電波行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

近年、太陽光発電システムの普及に伴い、太陽光発電システムからの不要な電波発射が無線設備に障害を与えた事例の報告が相次いでおります（令和3年以降、太陽光発電システムが原因として疑わしい事例も含め44件）。特に大規模な太陽光発電所に限らず、住宅用の太陽光発電システムを構成する一部機器が地方公共団体の防災行政無線や消防・救急デジタル無線等の人命に関わる無線設備に障害を与えた事例も多く発生しています。無線設備に重大かつ継続的な障害を与えた場合には、電波法第101条において準用する同法第82条第1項に基づく障害除去命令の対象となり、工事が必要となる場合もあります。

総務省はこうした機器の不要発射に関する国際規格の国内規格化に向けて取り組んでいるところですが、貴団体においても、関連機器メーカー、ハウスメーカー、工務店等に対してこのような障害が発生するおそれがあることについて周知していただくとともに、無線通信への影響を低減させる措置をご検討いただきますようお願いいたします。

無線設備への影響を低減させる具体的な方法として、不要発射が少ないと見込まれる装置（例えば、CISPR11 第6.2版の基準に整合していることの認証を受けた装置）を選定するか、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工の実施、あるいは無線設備に障害を与えた場合、ノイズフィルタを挿入する等の障害の除去を行うことが考えられます。また、関連機器メーカーにおいて無線通信への影響の少ない製品の開発の推進を行うことや影響を低減する施工方法の周知を行うこと等も考えられますので、当該メーカーへの周知をお願いいたします。

なお、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」にも電磁波対策を行い周辺環境へ配慮するよう努めることが記載されたところです。

今後とも良好な電波環境の維持にご協力いただきますようお願いいたします。

参考URL：太陽光発電システムを原因とする無線通信の妨害について

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/ele/pvsystem/index.htm>

以上

連絡先：

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

担当：今泉監視官、郷藤係長

電話：03-5253-5905

E-mail：densyokakari_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」
と表示しております。送信の際には、「@」に
変更してください。